

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 1 2 . (解約) (3) A から F および A から E のいずれかに該当しない場合に利用することができ、後記 1 2 . (解約) (3) A から F および A から E の一にでも該当する場合は、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (取引店の範囲)

この預金は、この預金口座の開設店 (以下「当店」といいます。) にかぎり、預入れまたは払戻しができます。

3. (取引明細書の発行)

この預金の通帳は発行されません。「外貨普通預金取引明細書」(お取引履歴)が必要な場合は、おそれいりますがお取引店までご連絡ください。

4. (預金口座への受入れ)

- (1) この預金口座に入金できるのは、次のとおりです。なお、通貨によっては受入れられないものもあります。
- a. 当行に預入している預金からの振替 (現金、および小切手等の証券類による預入はできません)
 - b. 為替による振込金 (外国からの振込も含む)

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、届出の印章または署名により当行所定の払戻請求書に記名捺印または署名のうえ提出してください。

6. (利 息)

この預金の利息は、当該通貨 1 通貨単位を付利単位として当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日にこの預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢等の変化により変更することがあります。

7. (相場・手数料)

- (1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算します。
- (2) この預金の預入れ、または払戻しについて当行所定の手数料をいただくことがあります。

8. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも、同様にその旨を書面により直ちに当行に届け出るものとします。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1) および (2) と同様にお届け下さい。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届け下さい。

- (5) (1) から (4) の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの制限)

- (1) この預金および預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (解約)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった住所・氏名にあてて発信したときに解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合。

この預金の預金者が前条第 1 項に違反した場合。

この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった住所・氏名にあてて発信したときに解約されたものとします。

預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他各前号に準ずる行為

- (4) (2) および (3) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することがで

きるものとします。また、法令に基づく場合にも同様とします。

- (6) (2)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった住所・氏名にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため若しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) (1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序・方法を指定の上、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印または署名して、直ちに当行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、先ず預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序・方法により、充当いたします。

による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序・方法を指定することができるものとします。

- (3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。

- (4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) (1)により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別途定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

15. (預金保険)

この預金は、預金保険の対象とはなりません。

16. (法規の準拠)

この預金の預入れ、払戻し等のいっさいの取引については外国為替関連法規の定めに従います。

17. (規定の変更)

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月現在)